

県南広域振興局長告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月22日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 就任

理事

高橋和美	花巻市石鳥谷町新堀第40地割54番地
川村修一	〃 〃 五大堂第11地割26番地
渕澤吉和	〃 〃 八重畑第4地割1番地5
佐々木善光	〃 〃 新堀第53地割31番地
伊藤幸夫	〃 〃 〃 第36地割64番地
小原信一	〃 〃 八重畑第18地割71番地
伊藤榮一	〃 〃 猪鼻第11地割4番地
佐々木保郎	〃 〃 新堀第9地割7番地

2 退任

理事

佐々木保郎	花巻市石鳥谷町新堀第9地割7番地
渕澤吉和	〃 〃 八重畑第4地割1番地5
高橋勝男	〃 〃 新堀第38地割12番地
福山勝一	〃 〃 〃 第43地割132番地3
中村萬敬	〃 〃 八重畑第21地割48番地
佐々木善光	〃 〃 新堀第53地割31番地
伊藤榮一	〃 〃 猪鼻第11地割4番地
川村修一	〃 〃 五大堂第11地割26番地